

緊急事態における府議会の
機能発揮に関する検討結果

令和4年3月
議会運営委員会
議会改革検討小委員会

目 次

1	検討に至る経過	
(1)	菅谷議長からの議会改革の取組に関する諮問	1
(2)	諮問への対応	1
2	小委員会における検討の経過	
(1)	委員	2
(2)	検討の経過	2
3	検討結果	
(1)	検討項目（論点）と検討の進め方について	3
(2)	検討結果	3
ア	「大規模災害時における京都府議会活動指針」等の見直し	3
イ	定例会の会期のあり方、臨時会のあり方についての 考え方の整理	5
＜別紙資料＞		
別紙 1	新型コロナウイルスまん延時における感染予防対策	6
別紙 2	新型コロナウイルスまん延時における連絡手順	10
＜参考資料＞		
資料 1	議会改革に関する諮問書	11
資料 2	議会改革に関する検討組織の設置について	12
＜別冊資料＞		
別 冊	緊急事態における京都府議会活動指針	

1 検討に至る経過

(1) 菅谷議長からの議会改革の取組に関する諮問

京都府議会では、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けた様々な議会改革の取組を実施してきたところである。

新型コロナウイルス感染症の拡大や近年頻発する大規模災害、またデジタル技術やICT化の進展などの社会の動きに対応するため、議会が果たす役割はますます重要になっているとともに、こうした議会が果たす役割を府民に的確に伝え、府議会に対する理解を深めていく取組は欠かせないものとなっている。

また、府民の信託を受けた議員としても、識見を持った活動を行うとともに、不断の研鑽に努めなければならないものである。

以上を踏まえ、令和3年7月5日、菅谷議長から議会運営委員会に対し、新たな議会改革の課題として、次の4点について議会改革に関する諮問が行われた。

- ① 感染症のまん延等の緊急事態や大規模災害の発生時において、府議会が二元代表制の一翼を担う府の意思決定機関としての機能を効果的に発揮できる仕組みづくりの検討
- ② 議員力の向上を図り、審議の充実や効果的な政策提案を行うため、デジタル技術やICTの活用促進を含めた、機動的かつ能動的な議会運営の検討
- ③ 府の意思決定機関としての府議会の活動を府民にわかりやすく発信し、府議会への理解を一層高めるため、現状の広報番組等の検証や新たなメディアの活用など、効果的な広報広聴の実施の検討
- ④ 府民への説明責任を果たすため、政務活動費の用途の一層の透明化・適正化に向けた政務活動費制度のあり方の検討

(2) 諮問への対応

(1)による菅谷議長からの諮問を受け、①及び②の諮問項目については、令和3年7月6日、議会運営委員会に委員12名で構成する議会改革検討小委員会を設置して検討を行うこと及び委員会における検討事項のうち「京都府議会ICT利活用推進・実施計画」の進行に関することについては小委員会の委員5名で構成する作業部会を小委員会に設置して検討を行うことが、議会運営委員会において決定された。

また、③の諮問事項については、同日、理事調整会議から広報広聴会議に対し、実施案の検討について要請がなされた。

さらに、④の諮問事項については、理事調整会議において検討が行われることとなった。

そして、①及び②の諮問項目のうち作業部会での検討については「京都府議会ICT利活用推進・実施計画の進行に関する検討結果」として、別に報告することとし、ここでは、それ以外の項目に関し検討を行った結果を報告するものである。

2 小委員会における検討の経過

(1) 委員（12名）

- 委員長 池田 正義（自民）
- 委員（自民） 秋田 公司、磯野 勝、森口 亨、北原 慎治
田島 祥充
- （共産） 光永 敦彦、西山 頌秀
- （府民） 平井 斉己、梶原 英樹
- （公明） 諸岡 美津、小鍛冶義広

(2) 検討の経過

①及び②の諮問項目について、計13回にわたる検討を行い、この報告書を取りまとめたものである。

- R 3. 7. 6 第1回 委員長の選任、今後の進め方等
- R 3. 9. 8 第2回 令和3年度の検討の進め方（1）
- R 3. 9. 14 第3回 「京都府議会ICT利活用推進・実施計画」に係る検討
※ 作業部会検討状況報告
- R 3. 9. 28 第4回 令和3年度の検討の進め方（2）
- R 3. 10. 5 第5回 大規模災害時における京都府議会活動指針等の見直し（1）
- R 3. 11. 11 第6回 大規模災害時における京都府議会活動指針等の見直し（2）
- R 3. 11. 24 第7回 ICTセキュリティ研修の実施案
※ 作業部会検討状況報告
- R 3. 12. 10 第8回 大規模災害時における京都府議会活動指針等の見直し（3）
- R 3. 12. 20 第9回 大規模災害時における京都府議会活動指針等の見直し（4）
- R 4. 1. 28 第10回 定例会の会期のあり方、臨時会のあり方（1）
- R 4. 2. 16 第11回 定例会の会期のあり方、臨時会のあり方（2）
- R 4. 3. 8 第12回 取りまとめ協議（1）
- R 4. 3. 10 第13回 取りまとめ協議（2）

3 検討結果

(1) 検討項目（論点）と検討の進め方について

- 小委員会においては、議長からの議会改革に関する諮問を受け、まずは、1(1)①の諮問事項の以下の項目について検討を行うこととなった。

ア 「大規模災害時における京都府議会活動指針」等の見直し

府議会では平成27年12月に業務継続計画（BCP）にあたる「大規模災害時における京都府議会活動指針」を策定したが、当該指針は主に地震や風水害を想定したものとなっていたため、府議会のこれまで実施していた新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた見直しを行った。

イ 定例会の会期のあり方、臨時会のあり方についての考え方の整理

新型コロナウイルス感染症のまん延によって、府議会においても補正予算等の審議のため臨時会を機動的に開催するなど、緊急の対応が求められた。このことを踏まえ、緊急事態においても府議会がその権能を發揮できるようにする観点から、定例会の会期のあり方や臨時会について整理・検討を行った。

- 1(1)②の諮問事項については令和4年度に検討を行うこととなった。

(2) 検討結果

ア 「大規模災害時における京都府議会活動指針」等の見直し

① 「大規模災害時における京都府議会活動指針」の見直し

大規模災害時の京都府議会活動指針については、以下の考え方にに基づき、**別冊 緊急事態における京都府議会活動指針**のとおり改訂してはどうか。

見直しの考え方

◎ 想定される事態の見直し

- 指針の対象を大規模災害と感染症まん延等を合わせた「緊急事態」とし、指針の名称を「大規模災害時における京都府議会活動指針」から「緊急事態における京都府議会活動指針」に変更する。
- 感染症まん延時の感染対策や対応フロー等を指針に記載する。

◎ 府議会緊急事態対策本部の創設

- 緊急事態における府議会の活動内容の協議組織として、正副議長、議会運営委員会理事をメンバーとする府議会緊急事態対策本部を設置する。（従来は非公開の理事調整会議で協議していたが、当該対策本部は必要に応じ、その公開を図るなど、柔軟な運営を行う。）

◎ 正副議長に事故があった場合の対応の見直し

- 正副議長がともに参集できない場合について、速やかに仮議長が選任できるようにその優先順については予め協議する。
- 緊急を要する案件で議会運営委員会等において了解済みのものについて、事務局長の専行を拡大する。

◎ 緊急事態に係る委員会審議に関する見直し

- オンラインによる開催や委員の職務代行等の対応を行うほか、必要に応じ、緊急事態対応について一括して所管する特別委員会を設置するなど、柔軟な運営を行う。

◎ 議員の安否確認等の連絡方法の見直し

- 議員が感染症に感染した、又は感染が疑われる場合に議会事務局等へ連絡する基準を定める。
- 従来、電子メールとその代替としての電話に限られていた連絡手段についてICTの活用を検討する。

◎ 議会棟が使用不能な場合等の対応の見直し

- 損壊等により議会棟が使用不能な場合の代替施設の確保先について、優先順位を定める。
- 代替施設が確保できない、又は感染症まん延等により議員が参集できない場合に、オンライン会議を開催するために関係規定、設備等を整備する。

② 関係規定の整備

①の活動指針の見直しに伴い、京都府議会委員会条例（昭和31年京都府条例第54条）について、「委員会のオンライン開催を可能とする」、「委員の職務代行を可能にする」よう改正するなど、関係規定について所要の改正を行ってはどうか。

③ 運用マニュアルの整備

新型コロナウイルス感染症まん延時に行った感染予防対策**別紙1**や議員からの連絡、欠席・復帰の手順**別紙2**などを参考例として記載するほか、①の活動指針の見直し内容について、具体的な手順や方法に反映させるため、運用マニュアルについて所要の改正を行ってはどうか。

④ ICT活用の検討

①の活動指針の見直しを踏まえ、活動指針の実効性をより高めるために有効なICTの活用方法について、令和4年度に検討することとしてはどうか。

イ 定例会の会期のあり方、臨時会のあり方についての考え方の整理

◎ 新型コロナウイルス感染症まん延への府議会の対応を踏まえて、以下のとおり考え方が整理された。

- 緊急事態においても、二元代表制の一翼として府議会がその権能を発揮することは非常に重要である。
- そして、議会の執行機関に対するガバナンスを制度的に担保する手段として、定例会の会期をおおむね1年間とする、いわゆる「通年議会」は有効であると考える。
- 一方で、現下のコロナ禍において、府議会では各会派で適宜、協議・合意することで、補正予算等の緊急の対応について、専決処分によらず、臨時会を機動的に開催してきたことから、現行の制度においても、執行機関に対するガバナンスの役割を果たしてきたと評価できる。
- 通年議会には、緊急事態において議会が機能不全に陥った場合であっても、直ちに専決処分ができないというデメリットがあることなどを踏まえると、現時点においては導入する必要はないものとする。
- 通年議会については、議会運営において新たに改善すべき課題が出てきた場合や、他府県の様相等が変化した場合などにおいて、議会の活動を府民にどう見ていただくのかという視点も加味しながら、引き続き検討することとしてはどうか。

新型コロナウイルスまん延時における感染予防対策

以下の内容について、運用マニュアルに追加する。

感染症まん延時の予防対策について【参考例】

具体的な対策については、まん延している感染症の性質によって柔軟に検討する必要があるが、参考として、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなど、主として飛沫感染、接触感染を経路とする感染症を想定した予防対策の例を以下に示す。

1) 議会棟全体における対応

ア 議員、事務局職員の感染予防対策の徹底

- ① 身体的距離の確保
- ② 不織布マスクの着用
- ③ 手洗いをはじめ、3密（密集、密接、密閉）の回避等の徹底

イ 議員の中に感染者が出た場合については、人権に配慮した形で公表

ウ 府政記者・来庁者への感染防止の呼びかけ

エ 議会棟内各所への消毒液の設置（議会棟エントランス、秘書係入り口等）

オ 各会議室の使用前の消毒

カ 議会図書館における利用者対応

- ① 受付カウンターのアクリル板、消毒液設置
- ② 閲覧席の削減
- ③ 利用者への短時間利用の依頼
 - ※ 感染状況によっては一般利用の停止
- ④ 保健所等の調査への協力
 - ※ 保健所に情報提供することがある旨を伝えて利用者名、連絡先等を取得

2) 本会議、委員会等における対応

執行機関における感染症の警戒基準の軽重に応じて、それぞれの会議について次の表のと通りの対応を実施する。

■ 本会議

		軽度	執行機関における警戒基準	重度
いずれの場合でも実施すべき事項		①本会議中は議場の出入口を開放し、休憩中は付近の窓も開放 ②本会議中は一方の出入口からサーキュレーターを作動させ、休憩中も議場出入口でサーキュレーターを2台作動 ③議場に加湿器を設置（湿度を確認しながら必要に応じ） ④速記者は議場傍聴席及び大会議室で速記を行う（2会場制とする場合） （開会・閉会日及び一般質問日は議場傍聴席で速記を行う） ⑤議長席及び演壇にアクリル板を設置し、発言の際にはマスクを着用しない （休憩中に演壇及びアクリル板を消毒する） ※発言時以外はマスクを着用する ⑥議場を使用する前に消毒する ⑦全員協議会は、本会議散会后、理事者の一部を退場させ、引き続き議場で開催する（本会議散会后、傍聴者にはすみやかに退出いただく） ⑧演壇の水差しは用意せず、議長・副議長の水差しは、交代の都度、交換する		
共通	傍聴の取扱い	傍聴者の間隔を確保しつつ、傍聴を受け入れる（70席）	傍聴者の間隔を確保しつつ、傍聴を受け入れる（45席）	
質問日（代表・一般）		適宜、換気休憩を行う 例）代表質問日については、それぞれの答弁終了後、休憩を入れる（ただし、共産が2名質問する場合は、2名の答弁終了後とする） 一般質問日については、質問者が4人の場合は2人目の答弁終了後、休憩を入れる	議場に出席する議員及び出席要求理事者を半数程度とする（休憩中に交代し、全員が議場に出席）	
上記質問日以外（開会日・閉会日等）		議事が概ね1時間を超える場合は、適宜、換気休憩を行う		

半数出席の際の対応

- ※1 簡易採決がある場合は、全議員が出席する
- ※2 議場に出席しない議員及び理事者が議場の様子を視聴できるよう大会議室にモニターを設置
- ※3 議場に出席しない議員は、大会議室で視聴することを必ずとし、会派ごとに座席を割り当てる
（理事者の入室は任意）
- ※4 議事進行の発議等、必要事項を会派理事と調整するため、一時的に議場に入場することは妨げない
- ※5 理事者については、開会日、閉会日は全員出席とし、代表・一般質問日に限り、知事部局、教育、警察は、答弁に関係する理事者を中心に半数程度の出席（休憩をはさんで全員が出席）とし、その他の行政委員会は答弁者に限定する

■ 常任・特別委員会

		軽度	執行機関における警戒基準	重度
いずれの場合でも実施すべき事項		<p>①委員及び出席要求理事者はマスク着用し、従来認めていたフェイスガード、マウスガードについては認めない</p> <p>②委員会室に手指消毒液の設置</p> <p>③各委員会での加湿器の設置</p> <p>④各委員会室の机等を使用前に消毒</p> <p>⑤ペットボトルの水、鉛筆は必要に応じ各自で取る（委員会室の入口に設置）</p> <p>⑥委員会室内での傍聴は遠慮いただき、議会棟1階ロビーの庁内放送を利用</p> <p>⑦常任委員会は3日間開催し、それぞれ議事に関する理事者に限定して実施（所管事項を2日目・3日目に分けて実施）</p> <p>但し、所管事項の部局の割振りについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員長の裁量により、効率的な委員会運営ができるよう割振りできるものとし、所管事項における会派持ち時間の配分は、各会派の自由とする</p> <p>⑧換気対策の実施</p> <p>〔 常任・特別：45分～60分ごとに10分の換気休憩を行う 決算特別：窓・カーテンを開放し、大会議室の出入口も開放（換気のための休憩は行わない） 予算特別：大会議室の出入口を開放（換気のための休憩は行わない） 〕</p> <p>⑨飛沫防止対策について</p> <p>〔 常任・特別：各委員席間にポールアクリルパーテーションを設置 予・決特：発言者席を設置（両脇にアクリル板を設置） 正副委員長席、委員間及び理事者間にポールアクリルパーテーションを設置 〕</p>		
共通	管内調査	状況にあわせて都度、協議		
	管外調査			
常任委員会	出席要求理事者の範囲	基本出席要求理事者の半数を上限とし、議事に関する理事者のみを出席要求する		
	参考人の招致	従来どおりの運営	参考人を招致しない	

		軽度	執行機関における警戒基準	重度
特別委員会	参考人の招致	従来どおりの運営		参考人を招致しない
	出席要求理事者の範囲	議事に関する理事者を出席要求する		
予算・決算特別	書面審査	①アクリル板を設置した質問者席を設ける ②出席要求理事者については例年どおり出席要求するが、補助者の入室を認めない		
		例年どおり 10 日間とし、委員外議員席を設けない		
	現地調査	状況にあわせて都度、協議		
	総括質疑	①出席要求理事者について、例年どおりとするが、補助者の入室を認めない ②委員長、質問者及び答弁者の席にアクリル板を設置し、マスクを着用しない		

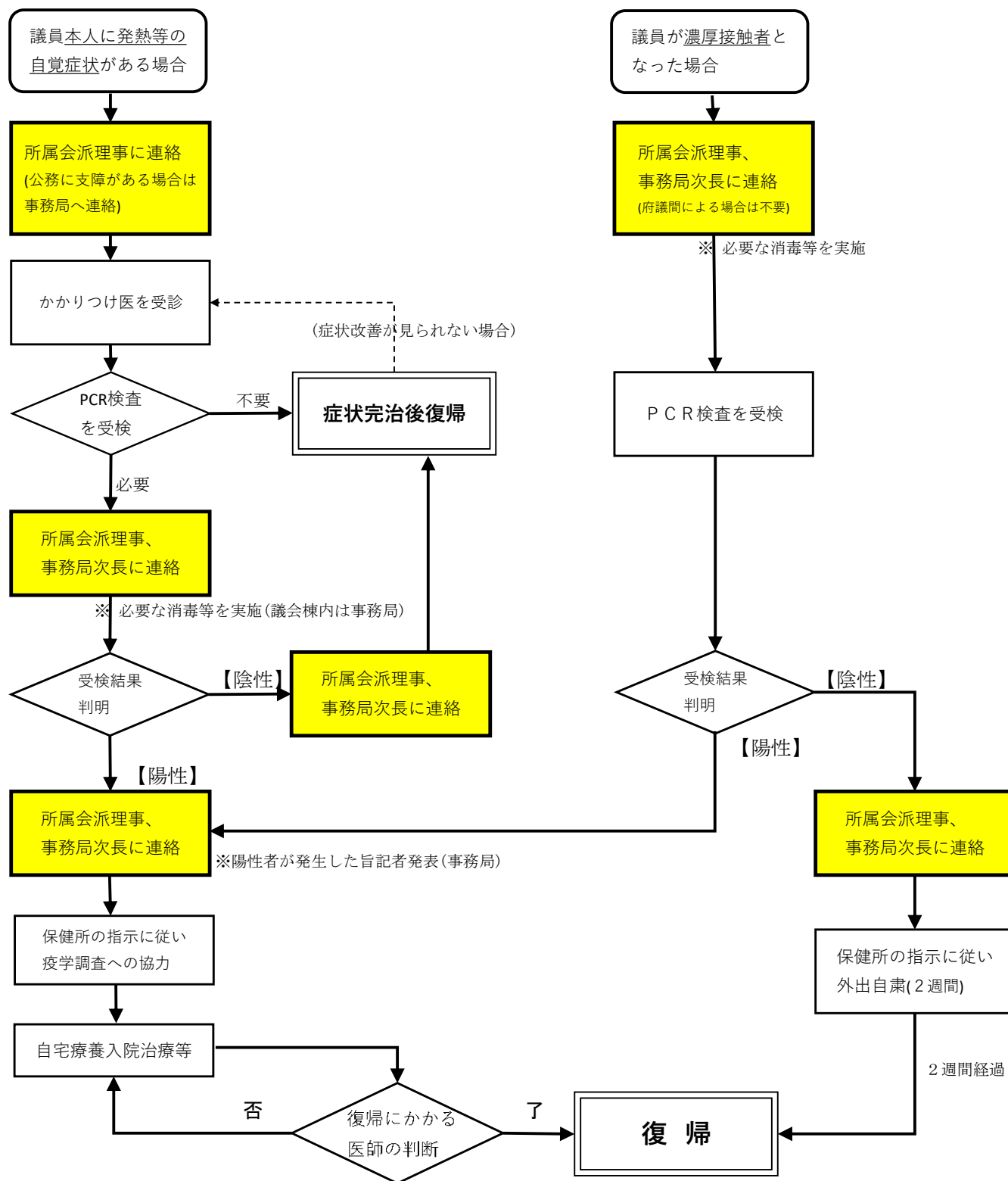
■ 議会運営委員会・理事会

		軽度	執行機関における警戒基準	重度
いずれの場合でも実施すべき事項		①大会議室及び議会運営委員会室は、使用する前に消毒する ②ペットボトルの水は必要に応じ各自で取る		
傍聴の取扱い		傍聴を受け入れる	傍聴をお断りする	
会議室について		従来の会議室で開催する (議運、理事会：議会運営委員会室) (理事調：第1応接室)	議運等を大会議室で開催し、理事調を議会運営委員会室で開催する(ネット中継も実施)	
理事者・事務局		適宜、出席制限を緩和する	出席を制限する	

新型コロナウイルスまん延時における連絡手順

以下の内容について運用マニュアルに追加する。

【参考】議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の手順



※所属会派理事は他会派理事及び所属会派内へ、事務局次長は正副議長、事務局内及び庁内関係課へ情報共有を行う。

※日々、体温測定を行うなどの体調確認に努め、体調が良くない場合は外出を控え、身近に感染者が出るなど濃厚接触者となる疑いの可能性がある場合等は、各会派内等で情報共有を徹底し、最大限の感染拡大防止に向けた取組を徹底する。

令和 3 年 7 月 5 日

議会改革に関する諮問書

- 京都府議会は、これまでから開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実など様々な議会改革の取組を実施してきたところである。
- 今期前半の 2 年間ににおいては、地域の課題や要望を府政に反映するための議員力の向上や、執行機関に対する政策提言を行うための議会・委員会運営のあり方の検討を行い、議会としての力を高めてきたところであるが、これらの取組や成果を議会の機能のさらなる強化に着実につなげていくことが求められる。
- 昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大や近年頻発する大規模災害、またデジタル技術や ICT 化の進展などの社会の動きに対応するため、議会が果たす役割はますます重要になっているとともに、こうした議会が果たす役割を府民に的確に伝え、府議会に対する理解を深めていく取組も欠かせない。
- さらには、府民の信託を受けた議員として、識見を持った活動を行うとともに、不断の研鑽に努めなければならない。

以上の点から、議会改革の課題として、次の検討をお願いしたい。

- 1 感染症のまん延等の緊急事態や大規模災害の発生時において、府議会が二元代表制の一翼を担う府の意思決定機関としての機能を効果的に発揮できる仕組みづくりの検討
- 2 議員力の向上を図り、審議の充実や効果的な政策提案を行うため、デジタル技術や ICT の活用促進を含めた、機動的かつ能動的な議会運営の検討
- 3 府の意思決定機関としての府議会の活動を府民にわかりやすく発信し、府議会への理解を一層高めるため、現状の広報番組等の検証や新たなメディアの活用など、効果的な広報広聴の実施の検討
- 4 府民への説明責任を果たすため、政務活動費の用途の一層の透明化・適正化に向けた政務活動費制度のあり方の検討

議会改革に関する検討組織の設置について

1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

2 構成等

- (1) 委員会は、委員 12 人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 小委員会は、議会運営委員会条例に規定する会派に属さない議員の出席を求めることができる。

3 作業部会

- (1) 小委員会に、検討事項のうち「京都府議会 I C T利活用推進・実施計画」の進行に関することについて検討するための作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、委員のうちから小委員長が指名する委員 5 人をもって構成する。
- (3) 作業部会長は、作業部会に属する委員の互選により選出する。

4 運 営

- (1) 公 開 傍聴については、議会運営委員会に準じる。なお、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

5 検討事項

- (1) 感染症のまん延等の緊急事態や大規模災害の発生時において、府議会が二元代表制の一翼を担う府の意思決定機関としての機能を効果的に発揮できる仕組みづくり
- (2) 議員力の向上を図り、審議の充実や効果的な政策提案を行うため、デジタル技術や I C Tの活用促進を含めた、機動的かつ能動的な議会運営